

ご利用ください 子どものショートステイ

問 子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-7027

短期間、児童養護施設で子どもを預かる、子育て短期支援（ショートステイ）をご利用ください。
空き状況など、こども子育て相談室に事前にお問い合わせください。

対象 18歳未満の子ども

主な条件

- 子どもと保護者の住民票が市内にあり、在住している
- 保護者の病気・出産・看護・事故・冠婚葬祭・出張、学校行事への参加、育児疲れなどで、子育てに一時的に困っているなど

利用期間 1回につき7日間まで

利用施設 わかば園（二宮）、立正青葉学園（西寺町）

1日当たりの利用料 2歳未満=5,350円、2歳以上=2,750円

※医療費、行事への参加費など、別途実費が必要な場合があります

※世帯の課税状況により利用料が軽減される場合があります

家族の看護で
育児ができない
育児に疲れた
近くに子どもを見てくれる人が
いないので、
どうしよう…



子ども医療費 自己負担した人は申請を

問 子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065、各支所・出張所

市の子ども医療費受給資格者証は、申請日の翌月の1日までの期間や岡山県外で受診したときは、使用できません。いったん自己負担分の医療費を支払い、払い戻しの申請をしてください。

持ってくるもの

- 領収書または医療機関の証明
- 申請者の金融機関口座が分かるもの
- 運転免許証など申請者の本人確認書類
- 子どもの健康保険証と子ども医療費受給資格者証
- 高額療養費や附加給付金が支給される場合は支給決定通知書

申請期限 受診から5年以内

? 子ども医療費受給資格者証を使用できず
支払った医療費が高額になったときは…
払い戻しの申請前に、加入中の健康保険
に高額療養費を申請してください。高額療
養費の額の確定後、差額を子ども医療費と
して支給します。詳しくは、加入中の健康
保険にお問い合わせください。

就学のための費用を援助しています

問 学校教育課（市役所4階） ☎32-2116

経済的な理由で就学することが難しい子どもの保護者に、就学のために必要な費用を援助しています。
申請方法など、詳しくは在籍する学校か学校教育課にご相談ください。

認定要件

- ①生活保護（教育扶助）を受けている
- ②生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に経済的に困っている
- 市民税が非課税または均等割のみ課税されている
- 国民年金の保険料が全額免除されている
- 児童扶養手当を受給しているなど

援助内容 学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費など

※県立・私立・市外の小中学校に通う人は、援助内容が異なります

※障害があり、市内の特別支援学級などに就学している子どもの保護者を支援する「特別支援教育就学奨励費制度」もあります。就学援助と同時に受けることはできません

マイナンバーカードの申請をサポート

問 市民窓口課（市役所1階2番窓口） ☎32-2052、各支所・出張所

本庁、各支所・出張所では、無料で写真を撮るなど、手続きを支援しています。

申請は、本人がお越しください。マイナンバーカードは、後日、本人限定郵便で自宅に送付します。

持ってくるもの

☑右の表のAから2点

無い場合、Aから1点と、BかCから1点

☑通知カード

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（12桁）を記載したもの

※平成27年に住民票のある住所地に送付しています。無い場合は、お問い合わせください

本人確認書類	
A	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（写真付き）、療育手帳、在留カード、精神障害者保健福祉手帳など
B	保険証（健康保険、介護保険など）、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、医療受給者証、住民基本台帳カード（写真なし）
C	診察券、預金通帳、学生証、社員証など ※「氏名と住所」か「氏名と生年月日」を確認できるもの

マイナンバーカードを使って住民票をコンビニで入手 ……簡単……便利……安い

マイナンバーカードを持っている人は、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書を取得できます。

とき 午前6時30分～午後11時の間で各店舗の営業時間内（年末年始を除く）

対象店舗 セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、イオン、山陽マルナカ、ザ・ビッグ

手数料 200円（市役所窓口での交付は300円）



税金・保険料のキャッシュレス決済

問 市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料＝納税課 ☎32-2014
保育所保育料＝こども保育課 ☎32-7028

4月1日から、市税、国民健康保険料、保育所保育料などを、スマートフォンの決済アプリで支払いできます。

スマートフォンでアプリを開き、納付書のバーコードを読み取ってください。

利用方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



対象	利用できるアプリ
固定資産税・都市計画税、市民税・県民税、軽自動車税（種別割）	PayPay LINE Pay
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料	PayB 支払秘書

※特別徴収を除く

まだまだあります! 便利なキャッシュレス決済 利用できるアプリなど、詳しくは市ホームページでご確認ください。

☑市民窓口課（市役所1階）と税制課（市役所2階）
で扱う証明書の交付手数料など
問 市民窓口課 ☎32-2052、税制課 ☎32-2017



☑水道料金と下水道使用料
問 水道局お客様センター
☎32-2105

